

(要領様式第6号)

事業計画書に対する知事意見書

7上伊地環第25-2号
7上伊地環第31-1号
令和8年(2026年)5月20日

リトリーブ株式会社
代表取締役 松川 寿彦 様

長野県上伊那地域振興局長

令和8年1月28日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	リトリーブ株式会社 代表取締役 松川 寿彦 長野県飯田市三日市場90番地1
(2) 事業計画の概要	
➤申請の区分 (I)	産業廃棄物収集運搬業の新規許可
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市三日市場90番1
② 廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物収集運搬業の積替保管施設
③ 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○収集運搬(積替保管含む。)する産業廃棄物の種類： 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。) 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
④ 廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分(保管)の用に供される場所の面積及び埋立(保管)容量)	○積替保管施設の面積 廃油：0.32㎡、廃酸：0.48㎡、廃アルカリ：0.48㎡、 廃プラスチック類：0.8㎡、金属くず：0.8㎡、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：1.92㎡ ○保管上限 廃油：0.06㎡、廃酸：0.1㎡、廃アルカリ：0.1㎡、 廃プラスチック類：1.44㎡、金属くず：1.44㎡、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：3.456㎡ ○高さ上限 廃油：1m、廃酸：1m、廃アルカリ：1m、廃プラスチック類：1.8m、金属くず：1.8m、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：1.8m
➤申請の区分 (II)	特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市三日市場90番1
② 廃棄物の処理施設の種類	特別管理産業廃棄物収集運搬業の積替保管施設
③ 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○収集運搬(積替保管含む。)する特別管理産業廃棄物の種類： 感染性産業廃棄物

<p>④ 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあつては、廃棄物の埋立処分(保管)の用に供される場所の面積及び埋立(保管)容量)</p>	<p>○積替保管施設の面積：5.76 m² ○保管上限：10.368 m³ ○高さ上限：1.8m</p>
--	--

2 知事意見

<p>対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見</p>	<p>事業計画は適当なものと考えられます。</p>
<p>合意形成の方法に関する事項についての意見</p>	<p>事業計画は適当なものと考えられます。</p>
<p>その他知事が必要と認める事項についての意見</p>	<p>特にありません。</p>